

令和3年10月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(行コ)第5号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所平成  
31年(行ウ)第1号)

口頭弁論終結日 令和3年9月6日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人	石川県知事 谷 本 正 憲
同訴訟代理人弁護士	小 堀 秀 行
同	森 岡 真 一
同	竝 木 明 信
同 指 定 代 理 人	田 中 幹 樹
同	宮 本 喜 隆
同	中 島 誠 都
同	北 島 村 拓 也
同	島 崎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨等

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別表の「議員氏名」欄記載ないし17の者に対し、それぞれ対応する「違法支出額合計（円）」欄記載の各金員及びこれに対する平成3

0年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ（ただし、別表の「議員氏名」欄記載13（吉崎吉規議員）に係る182万1778円のうち56万3591円は、当審において拡張された部分である。）。

## 第2 事案の概要等（以下、略称は原判決の例による。）

1 本件は、石川県の住民である控訴人が、同県議会の議員である別表の「議員氏名」欄記載の本件各議員が平成29年度に石川県から交付を受けた政務活動費の支出の一部（本件各支出）が違法であり、本件各議員は、石川県に対し、違法に支出された原判決別表（ただし、令和3年4月6日付け更正決定による更正後のもの。以下同じ。）の「違法支出額合計（円）」欄記載の金員を不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を怠っているとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件各議員に対し、上記不当利得の返還及びこれに対する平成30年5月2日（平成29年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。控訴人は、当審において、政務活動費から違法に支出した金額について、金原議員（1）につき3万4372円、室谷議員（2）につき5万8315円を各減額し、別表記載のとおりに請求を減縮する一方で、吉崎議員（13）につき56万3591円を追加して主張し、吉崎議員（13）に対して更に同額の不当利得の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を請求することを求めて別表記載のとおりに請求を拡張した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、下記3のとおり当審における控訴人の主張（請求拡張部分を含む。），同4のとおり当審における被控訴人の主張を付加するほかは、原

判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決12頁7行目から8行目にかけての「合計7支出（番号2, 4, 14～17, 19）」を「合計4支出（番号14～17）」に改める。これにより、原判決別紙2-5の「違法額」欄の番号2, 4及び19に対応する金額は0円、合計は63万1202円となる。
- (2) 原判決12頁16行目の「（ただし、）から17行目の「合計6支出。」」までを削る。これにより、原判決別紙2-6の「違法額」欄の番号3に対応する金額は2万2008円、番号6に対応する金額は3万6308円、合計は69万3566円となる。
- (3) 原判決14頁20行目の冒頭から同15頁1行目の末尾までを削り、2行目冒頭の「(f)」を「(e)」に改める。

3 当審における控訴人の主張（請求拡張部分を含む。）

(1) 広聴広報費の支出が違法であること

ア 吉崎議員（13）について（当審における請求拡張部分）

「Y・Y通信 第54号」（乙12）は、吉崎議員（13）の政治団体である未来のまちづくりの会事務所が発行した当該団体の機関誌であり、その制作費用及び郵送費用は、当該団体の政治活動のための経費であって、政務活動費には当たらないから、原判決別紙2-2の吉崎議員（13）の広聴広報費支出のうち7支出（番号25～30, 32）は、その支出額の全額が違法額となる。

したがって、上記の7支出の合計112万7182円の全額が違法額となるから、原審で主張した上記の7支出の違法額合計56万3591円との差額56万3591円についても不当利得として更に返還すべきである。

イ 富瀬議員（14）、横山議員（15）、田中（敬）議員（9）、金原議

員（1），室谷議員（2）及び作野議員（8）について

上記の各議員の後援会等は「機関紙の発行事業費」や「広報事業費」を支出していないため，同議員の後援会活動経費を政務活動費の広聴広報費で負担していると推認できるから，上記の各議員の広聴広報費の支出額の全額又は支出額の2分の1を超えて，政務活動費を充当することは違法である。

(2) 人件費の支出が違法であること

稻村議員（3），向出議員（4），下沢議員（5），川議員（6），不破議員（7），金原議員（1），和田内議員（10）及び室谷議員（2）が雇用していた者は，同議員の政治団体や同議員が代表を務める政党支部の会計責任者や事務担当者であるから，同議員との雇用契約に基づく業務従事者ではなく，上記の各議員の人件費の支出に政務活動費を充当することは違法である。

4 当審における被控訴人の主張（上記3(1)アに対し）

「Y・Y通信 第54号」は，吉崎議員（13）の県政報告誌であり，未来のまちづくりの会の機関誌ではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も，控訴人の請求（当審における拡張請求を含む。）はいずれも理由がないものと判断する。その理由は，下記2のとおり当審における控訴人の主張（請求拡張部分を含む。）に対する判断を付加するほかは，原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから，これを引用する。

2 当審における控訴人の主張（請求拡張部分を含む。）に対する判断

(1) 広聴広報費の支出について

ア 吉崎議員（13）について（当審における請求拡張部分）

控訴人は，「Y・Y通信第54号」（乙12）は，吉崎議員（13）の政治団体である未来のまちづくりの会事務所が発行した当該団体の機関誌

であり、その制作費用及び郵送費用は、政務活動費には当たらない旨を主張し（当審における請求拡張部分），当審において、支出総額を0円とする未来のまちづくりの会の収支報告書（甲49、50）を提出する。

しかしながら、「Y・Y通信 第54号」（乙12）には、同議員の所感や県議会における質問の質疑要旨等が記載されているところ、未来のまちづくりの会に関する部分は、表紙の右肩の太字の「吉崎よしのり事務所」下に「未来のまちづくりの会事務所」の名称が記載され、同会会长の寄稿文が記載されているだけで、そのほかには、同会に関する記載はない。

そうすると、「Y・Y通信 第54号」は、吉崎議員の県政報告誌であるものと認められ、未来のまちづくりの会の機関誌である旨の控訴人の主張は採用することができない。

イ 富瀬議員（14）、横山議員（15）、田中（敬）議員（9）、金原議員（1）、室谷議員（2）及び作野議員（8）について

控訴人は、上記の各議員の後援会等は「機関紙の発行事業費」や「広報事業費」を支出していないから、同議員の後援会活動経費を政務活動費の広聴広報費で負担していると推認できると主張し、当審において、機関紙誌の発行事業費等の計上がされていない上記各議員の後援会等の収支報告書（甲47、48、51～58）を提出する。

しかしながら、議員の後援会等の団体において機関誌発行費用等の広報に関する費用を支出していないというだけで、議員による広聴広報費の支出中に議員の後援会等の団体が負担すべき広報活動費が含まれていると推認することはできないから、広聴広報費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実の存在が立証されているとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

## (2) 人件費の支出について

控訴人は、稻村議員（3）、向出議員（4）、下沢議員（5）、川議員

(6), 不破議員(7), 金原議員(1), 和田内議員(10)及び室谷議員(2)が雇用していた者は、同議員の政治団体や同議員が代表を務める政党支部の会計責任者や事務担当者等であるから、同議員との雇用契約に基づく業務従事者ではないと主張し、当審において、議員が雇用していたとされる者が代表者、会計責任者又は事務担当者と記載された上記各団体の収支報告書(甲51~56, 59~102)を提出する。

しかしながら、本件条例においては、人件費として政務活動費を充当することができるのは、政務活動を補助することに専従する者に限定されておらず、議員が雇用していた者が、上記団体の会計責任者や事務担当者等であるというだけで、議員が行う活動を補助する職員に当たらないとはいえないから、人件費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実の存在が立証されているとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) 控訴人の当審におけるその他の主張は、原審における主張の繰り返しか、又は独自の見解に基づく主張であり、いずれも採用することができない。
- 3 よって、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これらをいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却するとともに、控訴人の当審における拡張請求も理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 蓮井俊治

裁判官 橋 本 修

裁判官 峯 金 容 子

(別表)

議員氏名		違法支出額 合計(円)	費目の内訳	各費目ごとの違 法支出額(円)	対応する原判決 別紙番号
1	金原 博	2,137,202	広聴広報費	631,202	2-5
			人件費	1,506,000	4-6
2	室谷弘幸	2,029,779	広聴広報費	693,566	2-6
			人件費	1,336,213	4-8
3	稻村建男	1,800,000	人件費	1,800,000	4-1
4	向出 勉	1,800,000	人件費	1,800,000	4-2
5	下沢佳充	1,800,000	人件費	1,800,000	4-3
6	川 裕一郎	1,765,200	人件費	1,765,200	4-4
7	不破大仁	1,622,055	人件費	1,622,055	4-5
8	作野広昭	1,611,066	広聴広報費	840,528	2-7
			事務費	770,538	3-1
9	田中敬人	1,594,420	広聴広報費	1,594,420	2-4
10	和田内幸三	1,350,000	人件費	1,350,000	4-7
11	田中哲也	1,344,718	調査研究費	957,143	1-1
12	八田知子	1,336,134	調査研究費	1,239,675	1-2
13	吉崎吉規	1,821,778	広聴広報費	1,821,778	2-2
14	富瀬 永	965,235	広聴広報費	965,235	2-1
15	横山隆也	833,683	広聴広報費	833,683	2-3
16	紐野義昭	804,492	事務費	804,492	3-3
17	安居知世	739,267	事務費	739,267	3-2

これは正本である。

令和3年10月20日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 塚林卓也

